

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う町の緊急経済対策 【第1弾】について

掲載日 令和2年4月27日

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、利用者の減少により事業活動の縮小を余儀なくされる事業主が、事業継続と雇用の維持が図られるよう、阿賀町第1弾の緊急経済対策を行うこととし、4月28日の町臨時議会へ所要経費の補正予算案を上程いたします。

町内事業者へ対する緊急支援制度の創設

事業規模 4,340万円

○制度融資資金利子及び信用保証料補給制度

制度融資資金利用時の信用保証料の補給の拡充 補給率 75%から100%

○雇用調整特別助成金制度

国の雇用調整助成金の上乗せ助成 助成率 基準額の1/10

○雇用調整制度等活用支援補助金制度

事業主等の総合相談窓口（相談や助成金に係る申請手続きなど）を商工会に設置

国の雇用調整助成金の申請に係る社会労務士等へ支払う経費を全額助成
上限 1事業主10万円

○経営支援対策事業補助金制度

飲食店の割引クーポン券によるテイクアウト・出前の利用促進
世帯配布 1世帯1,000円

○感染拡大防止協力助成金制度

宿泊施設におけるゴールデンウィーク中の宿泊キャンセルへの協力金を支給

4月29日から5月6日までの宿泊キャンセル
1人あたり5,000円 上限 1事業主15万円

問い合わせ

阿賀町役場 まちづくり観光課 商工観光係

電話 0254-92-4766（直通）